

一般職員の管理官職昇任候補者選考実施要綱の制定について（例規通達）
みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成16年11月18日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

一般職員の管理官職昇任候補者選考実施要綱

第1 目的

この要綱は、一般職員の管理官職への昇任候補者の選考（以下「昇任候補者選考」という。）の実施に関し必要な事項を定め、一般職員管理官職への昇任管理の適正と管理官職昇任者の資質の向上を図ることを目的とする。

第2 昇任候補者選考の方法

- 1 昇任候補者選考は、選考考査の考査結果及び勤務評定により総合的に行うものとする。ただし、警察本部長（以下「本部長」という。）が特段の事情があると認める者については、選考考査の一部又は全部を免除することができる。
- 2 選考考査は、原則として各年度に1回実施する。

第3 受考資格基準

選考考査受考の資格基準は、必要に応じその都度本部長が決定する。

第4 選考考査

1 選考考査の通知等

- (1) 本部長は、選考考査を実施しようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所その他必要な事項を各所属長に通知するものとする。
- (2) 所属長は、前記(1)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を第3の資格基準に該当する者に周知しなければならない。

2 選考考査の受考手続

所属長は、受考資格を有する者のうち、受考を希望する者について管理官職昇任の適格性を審査した上、一般職員管理官職昇任候補者選考考査受考者上申書（別記様式）により、警務部警務課長を経由して本部長に上申するものとする。

3 選考考査の方法

- (1) 選考考査は、一次考査及び二次考査により行うものとする。
- (2) 一次考査は、警察管理等についての論文考査を行い、その結果及び勤務評定を総合的に評価し、二次考査の受考者を決定するものとする。
- (3) 二次考査は、前記(2)により決定した二次考査の受考者について、本部長及び警務部長による面接考査を行うものとする。
- (4) 本部長は、選考考査の実施に当たり、必要と認める者を補助者に指定することができる。

第5 昇任選考結果の発表

昇任選考結果の発表は、本部長が別に定める方法により行うものとする。

別記様式

年 月 日

警察本部長 殿

所属長名 印

一般職員管理官職昇任候補者選考考査受考者上申書

次の者を一般職員管理官職昇任候補者選考考査の受考者として上申します。

職 名	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日生(歳)	
最 終 学 歴					
採 用 年 月 日	年 月 日	勤 続 年 数	年 月		
主 任 職 昇 任	年 月 日	係 長 職 昇 任	年 月 日		
課 長 補 佐 職 昇 任	年 月 日	課 長 補 佐 職 以上在籍年数	年 月		
勤 務 成 績	評 定 年 別	年	年	年	
	実 績 評 定				
	総 合 評 定				
賞 罰					
健 康 状 態					
人物に関する評価(性格、人格、信望、素行等)	1	2	3	4	5
能力に関する評価(実績、指導・管理・調整能力等)	1	2	3	4	5
総 合 所 見	1	2	3	4	5

- 注 1 年齢、勤続年数等については、昇任選考実施年度の4月1日現在で記載する。
2 賞罰欄には、過去3年以内における表彰及び懲戒の種別を記載する。
3 評価、総合所見欄は、1劣る、2やや劣る、3普通、4優秀、5極めて優秀の区分とし、該当番号に○印を付する。